

芦教委第8号議案

芦屋市立学校管理運営規則及び芦屋市立幼稚園規則の改正について

芦屋市立学校管理運営規則及び芦屋市立幼稚園規則を別紙のように改正する。

令和8年7月9日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

提案理由

令和5年9月に文部科学省が発表した「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」において、授業時数を含む教育課程編成の改善が示されたことを踏まえ、授業時数の適正化を図るため、小学校及び中学校の春季休業日、始業式及び入学式の期日を改めるとともに、小学校の入学式の期日との重複を避ける観点から、幼稚園の入園式の期日を改めるため、芦屋市立学校管理運営規則及び芦屋市立幼稚園規則の一部を改正するもの。

芦屋市立学校管理運営規則及び芦屋市立幼稚園規則の一部を改正する規則

(芦屋市立学校管理運営規則の一部改正)

第 1 条 芦屋市立学校管理運営規則（昭和 4 3 年芦屋市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(休業日)			(休業日)		
第 4 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。			第 4 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。		
校種別	中学校	小学校	校種別	中学校	小学校
区分			区分		
春季休業日	3 月 2 6 日から <u>4 月 8 日</u> まで		春季休業日	3 月 2 6 日から <u>4 月 6 日</u> まで	
夏季休業日	7 月 2 1 日から 8 月 2 8 日まで		夏季休業日	7 月 2 1 日から 8 月 2 8 日まで	
冬季休業日	1 2 月 2 6 日から翌年 1 月 6 日まで		冬季休業日	1 2 月 2 6 日から翌年 1 月 6 日まで	
2・3 (略)			2・3 (略)		
(始業式、卒業式等)			(始業式、卒業式等)		
第 5 条 始業式、入学式、卒業式及び修了式は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更			第 5 条 始業式、入学式、卒業式及び修了式は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更		

改正後			改正前		
することができる。			することができる。		
校種別 区分	中学校	小学校	校種別 区分	中学校	小学校
始業式	4月9日	4月9日	始業式	4月7日	4月7日
入学式	4月10日	4月11日	入学式	4月8日	4月9日
修了式	3月25日	3月25日	修了式	3月25日	3月25日
2・3 (略)			2・3 (略)		

(芦屋市立幼稚園規則の一部改正)

第2条 芦屋市立幼稚園規則（平成27年芦屋市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(始業式等) 第8条 始業式、入園式、卒園式及び修了式は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 (1) (略) (2) 入園式 <u>4月12日</u> (3)・(4) (略) 2 (略)	(始業式等) 第8条 始業式、入園式、卒園式及び修了式は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 (1) (略) (2) 入園式 <u>4月11日</u> (3)・(4) (略) 2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市立学校管理運営規則及び芦屋市立幼稚園規則の一部を改正する規則

1 改正の趣旨

令和5年9月に文部科学省が発表した「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」において、授業時数を含む教育課程編成の改善が示されたことを踏まえ、授業時数の適正化を図るため、小学校及び中学校の春季休業日、始業式及び入学式の期日を改めるとともに、小学校の入学式の期日との重複を避ける観点から、幼稚園の入園式の期日を改めるため、この規則を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市立学校管理運営規則の一部改正（第1条関係）

ア 小中学校の春季休業日を3月26日から4月8日まで（現行は、4月6日まで）に改める。（第4条）

イ 小中学校の始業式を4月9日（現行は、4月7日）に、中学校の入学式を4月10日（現行は、4月9日）に、小学校の入学式を4月11日（現行は、4月10日）にそれぞれ改める。（第5条）

(2) 芦屋市立幼稚園規則の一部改正（第2条関係）

幼稚園の入園式を4月12日（現行は、4月11日）に改める。（第8条）

3 施行期日

公布の日

○芦屋市立学校管理運営規則

昭和43年5月1日

教育委員会規則第8号

注 平成15年7月18日教育委員会規則第12号から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市立小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年芦屋市条例第17号）に基づき、芦屋市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（平19教委規則3・平27教委規則6・一部改正）

(通学区域)

第2条 通学区域は、別表のとおりとする。

(学期)

第3条 学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から 12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

（平26教委規則8・一部改正）

(休業日)

第4条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

区分 \ 校種別	中学校	小学校
春季休業日	3月26日から4月8日まで	
夏季休業日	7月21日から8月28日まで	
冬季休業日	12月26日から翌年1月6日まで	

2 前項に定めるもののほか、芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において特に必要と認めた日を休業日とする。

3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ、

教育委員会の承認を得て、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日とすることができる。ただし、運動会、音楽会、保護者参観日等恒例の学校の行事を行う場合には、教育委員会の承認を必要としない。

(平 1 8 教委規則 1 7・平 1 9 教委規則 3・平 2 2 教委規則 1・平 2 6 教委規則 8・平 2 7 教委規則 6・平 3 1 教委規則 1・令 4 教委規則 2・一部改正)

(始業式、卒業式等)

第 5 条 始業式、入学式、卒業式及び修了式は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

区分 \ 校種別	中学校	小学校
始業式	4 月 9 日	4 月 9 日
入学式	4 月 1 0 日	4 月 1 1 日
卒業式	3 月 1 3 日	3 月 2 0 日
修了式	3 月 2 5 日	3 月 2 5 日

2 始業式、入学式当日が休業日に該当したときは、順次その翌日に繰り下げ、卒業式、修了式当日が休業日に該当するときは、順次その前日に繰り上げるものとする。

3 前項による変更があつたとき、その変更が他の校種に支障をきたす場合は、臨時にこれを変更することができる。

(平 1 6 教委規則 8・平 1 7 教委規則 1・平 1 9 教委規則 3・平 2 0 教委規則 1 1・平 2 7 教委規則 6・一部改正)

(臨時休業日)

第 6 条 校長は、非常変災その他急迫の事情のため臨時に授業を行わなかつたときは、直ちに次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 授業を行わなかつた日
- (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
- (3) その他報告の必要があると認められる事項

(授業短縮)

第 7 条 校長は、年間授業時数に支障のない限り、夏季休業日の前後各 1 0 日以内において毎日の授業を短縮することができる。ただし、あらかじめ教育委員会に届け

出なければならない。

(平 2 7 教委規則 6 ・ 一部改正)

(主幹教諭)

第 7 条の 2 学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のある場合は、主幹教諭を置かないことができる。

2 主幹教諭は、円滑な学校運営の推進等のため、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる。

3 主幹教諭が整理する校務は、校長が決定し、教育委員会に報告しなければならない。

(平 1 8 教委規則 1 8 ・ 追加、平 1 9 教委規則 3 ・ 平 2 0 教委規則 8 ・ 平 2 7 教委規則 6 ・ 一部改正)

(教務主任等)

第 8 条 学校に教務主任及び学年主任を置く。

2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は教務主任を、第 4 項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は学年主任を、それぞれ置かないことができる。

3 教務主任は、教務に関する事項を担当し、当該事項について連絡調整及び必要に応じて指導助言に当たる。

4 学年主任は、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び必要に応じて指導助言に当たる。

(平 2 0 教委規則 8 ・ 平 2 7 教委規則 6 ・ 一部改正)

(生徒指導主任)

第 8 条の 2 中学校には、生徒指導主任を置く。

2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する生徒指導主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は、生徒指導主任を置かないことができる。

3 生徒指導主任は、生徒指導に関する事項を担当し、当該事項について連絡調整及び必要に応じて指導助言に当たる。

(平 2 0 教委規則 8 ・ 一部改正)

第8条の3から第8条の6まで 削除

(平19教委規則3)

(その他の主任等)

第9条 学校に、第8条及び第8条の2の規定に定める主任のほか、必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる。

(平19教委規則3・一部改正)

(主任等の決定)

第9条の2 教務主任、学年主任及び生徒指導主任は、当該学校の教諭のうちから、前条の規定に定めるその他の主任等は、当該学校の主幹教諭又は教諭のうちから、校長が担当させる。

2 主任等は、兼ねることができる。

(平20教委規則8・一部改正)

(校医)

第10条 学校に医師、歯科医師及び薬剤師（以下「校医」という。）を置く。

2 校医は市内において昼間開業中の医師、歯科医師、薬剤師の有資格者の中から教育長が選任し、教育委員会が委嘱する。

3 校医の委嘱は4月に行い、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 中途において任命された者については、次の改任期までを任期とする。

5 任期中においても本人からの申出又は不適當と認められたときは、解任することがある。

(平27教委規則6・一部改正)

第11条 削除

(平19教委規則3)

(主査)

第11条の2 小学校に主査を置くことがある。

2 主査は、別に定めるところによる職務に当たるものとする。

(休暇、出張等)

第12条 職員の休暇（産前産後休暇及び無給休暇を除く。）出張、その他教育委員会が別に指示する事項の処理は、校長が行う。ただし、休暇、出張が7日以上にわ

たる場合、その他異例にわたる事項の処理については、校長はあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長の休暇、宿泊を要する出張、その他欠勤等の処理については、教育委員会が行う。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第15条、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）第17条第1項第17号、会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）第60条若しくは第62条第1項第14号、芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和28年芦屋市規則第15号）第8条若しくは第19条第7号又は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年芦屋市規則第29号）第11条若しくは第22条第6号に規定する年次休暇又は特別休暇が2日以内である場合については、この限りでない。

（平15教委規則12・令2教委規則15・一部改正）

（校務分掌）

第13条 校長は、学校経営の責任者として別に定めるもののほか、次の事項をつかさどる。

- (1) 教育計画及び指導計画の作成並びに実施に関すること。
- (2) 校地、校舎及び施設の整備使用保全並びに整備に関すること。
- (3) 学級編制の実施に関すること。
- (4) 教職員の学級又は学科の担任及び事務分掌に関すること。
- (5) 児童生徒の就学並びに出席の督促及び停止に関すること。
- (6) 校内の美化及び整理・整頓に関すること。
- (7) 教職員及び児童生徒の保健衛生、安全及び厚生に関すること。
- (8) 学校の物品及び金銭の出納に関すること。
- (9) 教育調査、統計及び報告に関すること。
- (10) 諸表簿の作成及び整備に関すること。
- (11) 公文書の発受、整理及び保管に関すること。
- (12) 社会教育への協力に関すること。
- (13) 学校給食に関すること。

(14) 所属職員の指揮監督に関すること。

(15) 別に定める範囲の予算執行に関すること。

(16) その他学校経営上必要な事項

2 校長は、前項に掲げる事項について、その一部を所属職員に分掌させることができる。

3 校長は、前項により校務分掌を定めたとき、教育委員会に報告するものとする。

(教諭等及び事務職員の標準的な職務内容)

第13条の2 教育長は、教諭等（主幹教諭、教諭、講師及び臨時講師（任期付講師を含む。）をいう。以下この項において同じ。）の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令3教委規則4・追加)

(校長の支出負担行為)

第14条 校長が、配分された予算の範囲内で、支出負担行為をすることができる限度額は、次のとおりとする。ただし、経理調達に係るものは除く。

(1) 需用費 10万円未満

(2) 工事請負費 50万円未満

(平20教委規則4・一部改正)

(教育課程)

第15条 校長は、学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、学年末までに翌年度の教育課程を編成して、教育委員会の承認を得なければならない。

2 校長は、次に掲げる事項について、学年始めに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 学校経営の重点

(2) 教科指導及び生徒指導（特別活動等をも含む。）の重点

(3) 健康管理と指導の重点

(4) 校務分掌

(職員会議)

第15条の2 学校には、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 校長は、職員会議を招集し、主宰する。

3 職員会議においては、次に掲げる事項を取り扱う。

(1) 学校の教育方針、教育目標及び教育計画、教育課題への対応方策等について共通理解を図ること。

(2) 校長及び教職員間の意思疎通及び伝達、連絡を図ること。

(学校評議員)

第15条の3 学校には、学校運営に関し、校長が意見を求めるため、学校評議員を置くことができる。

2 教育委員会は、当該学校の職員以外の者で次の各号のいずれかに該当するもののうちから、校長の推薦により、学校評議員を委嘱する。

(1) 教育に関する理解及び識見を有する者

(2) 学校が地域社会の連携支援及び意見を求めるための組織の代表者又は構成員

(学校評価等)

第15条の4 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の実情に応じた適切な項目を設定して評価（以下「学校自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 校長は、学校自己評価の結果を踏まえた当該学校の児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 校長は、学校自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合は、その結果を教育委員会に報告するものとする。

4 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の児童等の保護者等に対して情報を提供するものとする。

（平20教委規則10・追加、平27教委規則6・一部改正）

(教育活動)

第16条 学校における教育活動の一環として、遠足、修学旅行、林間学習、対外試

合、キャンプ、水泳その他これに類する校外行事を実施するときは、校長は、あらかじめ次に掲げる事項を記載して、教育委員会に届け出なければならない。ただし、宿泊を要するもの又は実施が市外にあるときは、あらかじめ承認を受けなければならない。

- (1) 行事の名称及び目的
- (2) 実施計画
- (3) その他校長において必要と認める事項

2 修学旅行については、小学校 1 泊、中学校 2 泊以内とし、それぞれ最高学年において 1 回限り実施することができる。

(平 1 9 教委規則 3 ・ 一部改正)

(教材の使用)

第 1 7 条 校長は、教育活動において使用する教科書以外の教材を選定するに当たっては、その教育的価値と保護者の経済的負担を考慮しなければならない。

2 教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教材用図書については、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

3 学年又は学級の全員若しくは特定の児童等の集団に対し、計画的、継続的に教材として副読本、問題集、解説書その他これに類するものを使用させるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(平 1 9 教委規則 3 ・ 平 2 7 教委規則 6 ・ 一部改正)

(通知表)

第 1 8 条 校長は、児童等の教育につき保護者との連絡のため、通知表を用いることができる。

(平 1 9 教委規則 3 ・ 平 2 7 教委規則 6 ・ 一部改正)

(卒業証書)

第 1 9 条 卒業証書は、別記様式とする。

(平 2 7 教委規則 6 ・ 一部改正)

(表彰)

第 2 0 条 校長は、児童等を表彰することができる。

2 前項の規定により表彰した児童等のうち、特に必要と認めるものについては、校

長は、その氏名及び事由を教育委員会に報告するものとする。

(平 2 0 教委規則 1 0 ・ 一部改正)

第 2 1 条 削除

(平 1 9 教委規則 3)

(入学者等の氏名報告)

第 2 2 条 校長は、毎年入学及び卒業した児童等の氏名その他必要事項を教育委員会に報告しなければならない。

(在籍報告等)

第 2 3 条 校長は、毎月 5 日までに前月分の児童等の在籍状況及び教職員の勤務状況を教育委員会に報告しなければならない。

(転・退学者の報告)

第 2 4 条 校長は、毎月 5 日までに前月中に入学、転学及び退学した児童等の氏名その他必要事項を教育委員会に報告しなければならない。

(平 2 7 教委規則 6 ・ 一部改正)

(事務監査)

第 2 5 条 教育委員会は、毎年 1 回以上学校の事務監査（会計検査及び備品検査を含む。）を実施する。

(集団事故等の発生)

第 2 6 条 学校に感染症が発生したとき、又は学校付近に感染症が発生したことを知ったときは、校長は、校医又は保健所長の意見を聴いて、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 児童等又は職員に集団的な疾病が発生したとき、若しくは傷害、死亡その他事故が発生したときは、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(平 2 7 教委規則 6 ・ 一部改正)

(出席停止)

第 2 7 条 感染症にかかり、又はそのおそれのある児童等又は職員に対し、校長は、校医又は保健所長の意見を聴いて、出席停止を命ずることができる。

2 前項の出席停止を命じたときは、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- 3 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童等の教育に妨げがあると認める児童等があるときは、教育委員会に出席停止の意見を具申しなければならない。
- (1) 他の児童等に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - (3) 施設又は設備を損壊する行為
 - (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 4 教育委員会は、前項の規定による出席停止の意見具申があつた場合には、当該児童等の保護者に対し、当該児童等の出席停止を命ずることができる。この場合において、出席停止の命令は、理由及び期間を記載した文書を交付することによつて行うものとする。
- 5 教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずるに当たつては、あらかじめ当該児童等及び保護者の意見を聴取するものとする。
- 6 前2項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
- 7 校長は、教育委員会の指示に基づいて、出席停止の命令に係る児童等の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じなければならない。

(平19教委規則3・平27教委規則6・一部改正)

(警備及び防災)

第28条 校長は、学年の始めに学校の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

- 2 前項の警備及び防災の計画には、児童等の安全を確保するための措置が講ぜられていなければならない。

(設備の損傷又は亡失の報告)

第29条 施設の一部又は全部が損傷し、若しくは亡失したときは、校長は、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその状況及び処置の概要を教育委員会に報告しなければならない。

(購買部)

第30条 教育上の必要により学校に購買部（子供銀行及び子供郵便局等を含む。）を設けることができる。

2 前項の購買部を設ける場合は、校長において詳細なる計画を具し、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 校長は、購買部の収支の学期末決算を翌月末までに、年度末決算を毎年4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

（備付帳簿）

第31条 学校に備え付けなければならない帳簿及び保存年数は、法令その他別に定めがあるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校沿革誌 永年
- (2) 卒業証書台帳 永年
- (3) 職員辞令台帳写 永年
- (4) 備品台帳 永年
- (5) 施設台帳控 5年
- (6) 学校給食関係諸帳簿 5年
- (7) 調査統計表綴 10年
- (8) 奨学費等支給原簿 5年
- (9) 職員給与関係諸帳簿 5年
- (10) 諸届及び願簿 5年
- (11) 出張命令簿 3年
- (12) 公文書綴（一般） 5年
- (13) 公文書綴（例規） 常用
- (14) 教育計画及び指導に関する綴 5年
- (15) その他教育委員会及び校長が必要と認めたもの 5年

（委任）

第32条 この規則に定めるもののほか、学校の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次の規則は、廃止する。

兵庫県芦屋市立学校及び幼稚園の管理運営に関する規則（昭和35年芦屋市教育委員会規則第7号）

補導主事設置規則（昭和38年芦屋市教育委員会規則第9号）

市立校、園医薬剤師設置に関する規則（昭和30年芦屋市教育委員会規則第12号）
（令和2年度における夏季休業日の特例）

3 令和2年度における夏季休業日は、第4条第1項の規定にかかわらず、中学校、小学校のいずれにおいても令和2年8月1日から8月17日までとする。

（令2教委規則11・追加）

（令和2年度における冬季休業日の特例）

4 令和2年度における冬季休業日は、第4条第1項の規定にかかわらず、中学校、小学校のいずれにおいても令和2年12月26日から令和3年1月5日までとする。

（令2教委規則16・追加）

付 則（昭和46年3月29日教委規則第1号）

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則（昭和46年7月9日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和46年12月15日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和47年2月17日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和49年8月21日教委規則第8号）

この規則は、昭和49年9月1日から施行する。

付 則（昭和53年3月10日教委規則第1号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和53年3月15日教委規則第2号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和53年12月13日教委規則第7号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則（昭和 5 4 年 3 月 3 1 日教委規則第 2 号）

この規則は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 5 4 年 3 月 3 1 日教委規則第 4 号）

この規則は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 5 5 年 2 月 1 5 日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 5 6 年 1 0 月 2 6 日教委規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この規則による改正後の芦屋市立学校管理運営規則の規定は、昭和 5 7 年 4 月 1 日入学児童および昭和 5 7 年 4 月 1 日現在において 2 年生、3 年生、4 年生となる児童から適用し、その他の児童については、なお従前の例による。

付 則（昭和 5 7 年 4 月 1 日教委規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の芦屋市立学校管理運営規則別表 1 芦屋市立打出浜小学校の通学区域の規定は、昭和 5 7 年度当該学校第 1 学年から第 4 学年までの学年から適用し、第 5 学年および第 6 学年にあつては、なお従前の例による。

付 則（昭和 5 9 年 1 0 月 1 5 日教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 6 1 年 1 0 月 1 8 日教委規則第 6 号）

この規則は、昭和 6 1 年 1 1 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 6 1 年 1 2 月 1 3 日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 1 0 月 1 4 日教委規則第 6 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の芦屋市立学校管理運営規則（以下「新規則」という。）別表通学区域 1 小学校及び中学校の表の規定は、

平成２年度以降に入学又は在学することとなる児童・生徒について適用する。

- ２ 新規則の規定により通学する学校が変更されることとなる通学区域の児童・生徒で、教育上特に配慮を要すると認められるものについては、当分の間、他の通学区域に係る学校へ通学することができる。

附 則（平成４年６月３０日教委規則第６号）

この規則は、平成４年９月１日から施行する。

附 則（平成５年４月１日教委規則第２号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成７年４月１日教委規則第１号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、阪神・淡路大震災によるり災者が仮設住宅に入居したときから適用する。

附 則（平成８年４月５日教委規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成９年２月７日教委規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成９年４月１日教委規則第１８号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成１０年１月１６日教委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１０年９月２８日教委規則第１９号）

この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則（平成１１年４月１日教委規則第４号）

この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則（平成１２年３月１７日教委規則第１号）

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成１３年２月１９日教委規則第２号）

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１４年１月１１日教委規則第１号）

この規則は、平成１４年１月１１日から施行する。

附 則（平成14年3月18日教委規則第4号抄）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月6日教委規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月4日教委規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月18日教委規則第12号）

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成16年7月5日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月6日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月22日教委規則第1号抄）

（施行期日等）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月1日教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月4日教委規則第17号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月18日教委規則第18号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月22日教委規則第3号抄）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月10日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日教委規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月23日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年８月４日教委規則第１１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２２年２月１７日教委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年１０月３日教委規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年４月１日教委規則第６号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年２月１日教委規則第１号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和２年４月１日教委規則第１５号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年６月１９日教委規則第１１号）

この規則は、令和２年７月１日から施行する。

附 則（令和２年１０月８日教委規則第１６号）

この規則は、令和２年１１月１日から施行する。

附 則（令和３年３月２５日教委規則第４号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年２月３日教委規則第２号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和８年７月９日 教委規則第○号）

この規則は、令和８年９月１日から施行する。

別表（第２条関係）

（平１６教委規則９・平１７教委規則１・平１８教委規則１５・平１９教委

規則３・一部改正）

通学区域

小学校及び中学校

中学校名	小学校名	通学区域（町名）
精道	精道	茶屋之町、大桙町、公光町、川西町、津知町、竹園町、精道町、浜芦屋町、平田北町、伊勢町、松浜町、平田町
	宮川	打出小槌町、宮塚町、若宮町、宮川町、浜町、西蔵町、呉川町
	打出浜	春日町、打出町、南宮町、大東町
山手	山手	劔谷、奥山、奥池町、奥池南町、山手町、山芦屋町、東芦屋町、西山町、三条町、大原町、船戸町、松ノ内町、月若町、西芦屋町、三条南町、上宮川町、業平町、前田町、清水町
	岩園	六麓荘町、岩園町、翠ヶ丘町、親王塚町、楠町
	朝日ヶ丘	朝日ヶ丘町、東山町
潮見	潮見	若葉町、緑町、潮見町、陽光町、海洋町、南浜町、涼風町
	浜風	新浜町、浜風町、高浜町

様式（省略）

○芦屋市立幼稚園規則

平成 27 年 4 月 1 日

教育委員会規則第 6 号

芦屋市立幼稚園園則（平成 12 年芦屋市教育委員会規則第 13 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、芦屋市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理及び運営その他必要な事項について定めるものとする。

（定員）

第 2 条 幼稚園の定員及び学級数は、次のとおりとする。

幼稚園名	定員	学級数
宮川幼稚園	180 人	6 学級以内
岩園幼稚園	180 人	6 学級以内
小槌幼稚園	150 人	5 学級以内
西山幼稚園	120 人	4 学級以内
潮見幼稚園	180 人	6 学級以内

（平 28 教委規則 4・平 28 教委規則 8・平 30 教委規則 3・平 31 教委規則 3・令 2 教委規則 2・令 3 教委規則 1・一部改正）

（保育期間）

第 3 条 園児の保育期間は、1 年又は 2 年とする。ただし、岩園幼稚園においては、1 年、2 年又は 3 年とする。

（令 2 教委規則 2・一部改正）

（学級）

第 4 条 幼稚園の 1 学級の園児数は、次のとおりとする。ただし、芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 4 歳児（学年の初日の前日において満 4 歳に達している幼児をいう。） 30 人以下

(2) 5 歳児（学年の初日の前日において満 5 歳に達している幼児をいう。） 30 人以下

2 前項に規定するほか、岩園幼稚園における3歳児（学年の初日の前日において満3歳に達している幼児をいう。以下同じ。）の1学級の園児数は、25人以下とする。

3 第2条の規定にかかわらず、岩園幼稚園における3歳児の学級数は、1学級とする。

（平30教委規則1・令2教委規則2・一部改正）

（学期）

第5条 学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第6条 保育を行わない日（以下「休業日」という。）は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

- (1) 春季休業日 3月23日から4月9日まで
- (2) 夏季休業日 7月20日から8月31日まで
- (3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月6日まで

2 前項に定めるもののほか、教育委員会において特に必要と認めた日を休業日とする。

3 園長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ、教育委員会の承認を得て、休業日に保育を行い、又は保育日を休業日とすることができる。ただし、運動会、音楽会、参観日等恒例の幼稚園の行事を行うときは、教育委員会の承認を必要としない。

（臨時休業日）

第7条 園長は、非常災害その他急迫の事情のため臨時に保育を行わなかったときは、直ちに次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 保育を行わなかった日
- (2) 非常災害その他急迫の事情の概要

(3) その他報告の必要があると認められる事項

(始業式等)

第8条 始業式、入園式、卒園式及び修了式は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 始業式 4月10日

(2) 入園式 4月12日

(3) 卒園式 3月17日

(4) 修了式 3月22日

2 始業式、入園式当日が休業日に該当したときは、順次その翌日に繰り下げ、卒園式、修了式当日が休業日に該当するときは、順次その前日に繰り上げるものとする。

(教育週数及び教育時数)

第9条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週以上とする。

2 幼稚園の教育時数は、1日4時間を標準とする。

(教育課程)

第10条 園長は、幼稚園教育要領及び教育委員会が別に定める基準により、学年末までに翌年度の教育課程を編成して、教育委員会の承認を得なければならない。

2 園長は、次に掲げる事項について、学年始めに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 幼稚園経営の重点

(2) 年齢別年間指導計画

(3) 研究・研修年間計画

(4) 園務分掌

(入園資格)

第11条 幼稚園に入園できる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号及び第2号に規定する小学校就学前子どものうち、満4歳以上（岩園幼稚園に入園する場合にあっては満3歳以上）の幼児とする。

(令2教委規則2・令5教委規則19・一部改正)

(入園時期)

第12条 入園の時期は、毎年4月とする。ただし、定員に欠員が生じたときは、随時に入園を許可することができる。

(入園手続)

第13条 保護者は、幼児を入園させようとするときは、所定の入園願書を園長に提出しなければならない。

(健康診断)

第14条 園長は、入園希望者について健康診断（心身の発育状況の検査等を含む。）を行わなければならない。

(入園の許可)

第15条 入園は、選考の上、園長が許可する。

2 定員を超える入園希望者があるときは、抽選等の方法により園長が選考を行う。

3 園長は、前条の健康診断の結果、不相当と認めた者に対し、入園を許可しないことができる。

(退園等)

第16条 保護者は、園児を退園させ、転園させ、又は休園させようとするときは、その理由を付して園長に届け出なければならない。

(退園及び出席の停止)

第17条 園長は、次の各号のいずれかに該当するときは、退園又は出席の停止を命ずることができる。

(1) 園児が正当な理由なく3月以上欠席したとき。

(2) 保護者が正当な理由なく3月以上保育料（芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号。以下「条例」という。）第2条第1項第1号に規定する保育料をいう。以下同じ。）又は預かり保育料（条例第2条第1項第2号に規定する預かり保育料をいう。以下同じ。）を滞納しているとき。

(3) その他園長が必要と認めたとき。

(入園者等の報告)

第18条 園長は、入園し、退園し、休園し、又は卒園した園児の氏名その他必要事項を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(保育修了の認定)

第19条 園長は、保育を修了したことを認定し、園児に保育証書を授与する。

(表彰)

第20条 園長は、園児を表彰することができる。

2 前項の規定により表彰した園児のうち、特に必要と認めるものについては、園長は、その氏名及び事由を教育委員会に報告するものとする。

(預かり保育の対象児)

第21条 預かり保育の対象児は、幼稚園に通園する園児で、保護者が預かり保育を希望し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、保育料又は預かり保育料のいずれかに未納があるときは、この限りでない。

- (1) 保護者の就労、就学等により、家庭保育を受けることができない者
- (2) 保護者の疾病、事故、出産、家族の看護若しくは介護又は園児の兄弟姉妹の授業参観若しくは懇談会に出席する等やむを得ない事由により、緊急又は一時的に家庭保育を受けることができない者
- (3) その他園長が必要と認める者

(預かり保育の定員)

第22条 預かり保育の定員は、各園30人とする。ただし、園長が必要と認めるときは、これを超えて受け入れることができる。

(預かり保育の実施期間)

第23条 預かり保育の実施期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、利用開始日は、園長が指定する日とする。

(令2教委規則2・一部改正)

(預かり保育の時間及び保育を行わない日)

第24条 預かり保育の保育時間は、次のとおりとする。ただし、園長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

区分	保育時間
通常保育実施日	通常保育終了後から午後4時30分まで
第6条第1項各号に規定する幼稚園の春季休業日、夏季休業日及び冬	午前8時50分から午後4時30分まで

2 預かり保育を行わない日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 第6条第2項及び第3項に規定する幼稚園の休業日
- (5) 前各号に掲げる日のほか、園長が特に預かり保育を行わないとした日
(預かり保育の申請及び承認)

第25条 預かり保育を希望する園児の保護者は、芦屋市立幼稚園預かり保育利用申込書（以下「申込書」という。）を園長に提出し、承認を受けなければならない。

(預かり保育の届出等)

第26条 預かり保育を利用する園児の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに園長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 第21条各号に規定する対象児の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 申込書に記載した内容に変更があったとき。
- (3) 預かり保育を中止しようとするとき。

(預かり保育の取消し)

第27条 園長は、次の各号のいずれかに該当するときは、預かり保育の承認を取り消すことができる。

- (1) 第21条に規定する対象児の要件に該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により預かり保育の承認を受けたと認められるとき。
- (3) その他幼稚園の管理運営上支障があると認めるとき。

(保育料及び預かり保育料)

第28条 保育料及び預かり保育料の額、納期その他の取扱いに関する事項は、条例の定めるところによる。

(実費徴収)

第29条 幼稚園の保育及び預かり保育における教材等の実費相当額を保護者に負担させることができる。

(園長の職務等)

第30条 園長は、幼稚園経営の責任者として別に定めるもののほか、次の職務を行うものとする。

- (1) 教育計画及び指導計画の作成及び実施に関すること。
- (2) 園地、園舎及び施設の整備等に関すること。
- (3) 学級編制の実施に関すること。
- (4) 職員の学級の担任及び園務分掌に関すること。
- (5) 園児の就園に関すること。
- (6) 園内の美化及び整理・整頓に関すること。
- (7) 職員及び園児の保健衛生、安全及び厚生に関すること。
- (8) 幼稚園の物品及び金銭の出納に関すること。
- (9) 教育調査、統計及び報告に関すること。
- (10) 諸表簿の作成及び整備に関すること。
- (11) 公文書の発受、整理及び保管に関すること。
- (12) 社会教育への協力に関すること。
- (13) 所属職員の指揮監督に関すること。
- (14) 予算執行に関すること。
- (15) その他幼稚園経営上必要な事項

2 園長は、前項に掲げる事項について、その一部を所属職員に分掌させることができる。

3 園長は、前項の規定により園務分掌を定めたときは、教育委員会に報告するものとする。

(職員)

第31条 幼稚園に、園長のほか各学級に専任の教諭1名を置く。

2 前項に規定する職員のほか、必要に応じて講師その他の職員を置くことができる。

3 前2項に規定する職員（園長を除く。）の職務は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 教諭は、上司の命を受け、園児の保育をつかさどる。
- (2) 職員（教諭を除く。）は、上司の命を受け、分担業務に従事する。

(園医)

第32条 幼稚園に医師、歯科医師及び薬剤師（以下「園医」という。）を置く。

- 2 園医は市内において昼間開業中の医師、歯科医師、薬剤師の有資格者の中から教育長が選任し、教育委員会が委嘱する。
- 3 園医の委嘱は4月に行い、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 年度の中途において委嘱された者については、次の改任期までを任期とする。
- 5 任期中においても本人からの申出又は不適當と認められたときは、解任することがある。

(休暇、出張等)

- 第33条 職員の休暇（芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和28年芦屋市規則第15号）第8条若しくは第19条第7号又は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年芦屋市規則第29号）第11条若しくは第22条第6号に規定する年次休暇又は特別休暇に限る。次項において「年次休暇等」という。））、出張その他教育委員会が別に指示する事項の処理は、園長が行う。ただし、休暇及び出張が7日以上にわたる場合その他異例に属する事項の処理については、園長はあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、園長の休暇、宿泊を要する出張その他欠勤等の処理については、教育委員会が行う。ただし、年次休暇等が2日以内である場合については、この限りでない。

(令2教委規則15・一部改正)

(園長の支出負担行為)

- 第34条 園長が、配分された予算の範囲内で、支出負担行為をすることができる限度額は、次のとおりとする。ただし、経理調達に係るものは除く。

- (1) 需用費 10万円未満
- (2) 工事請負費 50万円未満

(職員会議)

- 第35条 幼稚園は、園長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

- 2 園長は、職員会議を招集し、主宰する。
- 3 職員会議においては、次に掲げる事項を取り扱う。
 - (1) 幼稚園の教育方針、教育目標、教育計画、教育課題への対応方策等について共

通理解を図ること。

(2) 園長及び職員間の意思疎通、伝達及び連絡を図ること。

(評議員)

第36条 幼稚園は、幼稚園運営に関し、園長が意見を求めるため、評議員を置くことができる。

2 教育委員会は、当該幼稚園の職員以外の者で次の各号のいずれかに該当するもののうちから、園長の推薦により、評議員を委嘱する。

(1) 教育に関する理解及び識見を有する者

(2) 幼稚園が地域社会の連携支援及び意見を求めるための組織の代表者又は構成員

(幼稚園自己評価等)

第37条 園長は、当該幼稚園の教育活動その他の幼稚園運営の状況について、当該幼稚園の実情に応じた適切な項目を設定して評価（以下「幼稚園自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 園長は、幼稚園自己評価の結果を踏まえた当該幼稚園の園児の保護者その他の当該幼稚園の関係者（当該幼稚園の職員を除く。）による評価（以下「幼稚園関係者評価」という。）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 園長は、幼稚園自己評価の結果及び幼稚園関係者評価を行った場合は、その結果を教育委員会に報告するものとする。

4 園長は、当該幼稚園の教育活動その他の幼稚園運営の状況について、当該幼稚園の園児の保護者等に対して情報を提供するものとする。

(教育活動)

第38条 幼稚園における教育活動の一環として、遠足等の園外行事を実施するときは、園長は、あらかじめ次に掲げる事項を記載して、教育委員会に届け出なければならない。ただし、宿泊を要するもの又は園外行事の実施を市外で行うときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(1) 行事の名称及び目的

(2) 実施計画

(3) その他園長において必要と認める事項

(在籍報告等)

第39条 園長は、毎月5日までに前月分の園児の在籍状況及び職員の勤務状況を教育委員会に報告しなければならない。

(事務監査)

第40条 教育委員会は、毎年1回以上幼稚園の事務監査（会計検査及び備品検査を含む。）を実施する。

(集団事故等の発生)

第41条 幼稚園に感染症が発生したとき、又は幼稚園付近に感染症が発生したことを知ったときは、園長は、園医又は保健所長の意見を聴いて、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 園児若しくは職員に集団的な疾病が発生したとき、又は傷害、死亡その他事故が発生したときは、園長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(出席停止)

第42条 感染症にかかり、又はそのおそれのある園児又は職員に対し、園長は、園医又は保健所長の意見を聴いて、出席停止を命ずることができる。

2 前項の出席停止を命じたときは、園長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第43条 幼稚園は、園児への虐待の早期発見及び虐待を受けた園児の迅速かつ適切な保護を行うため、幼稚園内での体制整備に努めるものとする。

2 園長は、虐待を受け、又はその疑いがある園児を発見したときは、その状況を速やかに関係機関及び教育委員会に報告しなければならない。

(警備及び防災)

第44条 園長は、学年の始めに幼稚園の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の警備及び防災の計画は、園児の安全を確保するための措置が講じられていなければならない。

(設備の損傷又は亡失の報告)

第45条 施設の一部若しくは全部が損傷し、又は亡失したときは、園長は、応急の

措置を講じるとともに、速やかにその状況及び処置の概要を教育委員会に報告しなければならない。

(備付帳簿)

第46条 幼稚園に備え付けなければならない帳簿及び保存年数は、法令その他別に定めがあるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幼稚園沿革誌 永年
- (2) 保育証書台帳 永年
- (3) 施設台帳控 5年
- (4) 調査統計表綴 10年
- (5) 諸届及び願簿 5年
- (6) 公文書綴 5年
- (7) 教育計画及び指導に関する綴 5年
- (8) その他教育委員会及び園長が必要と認めたもの 5年

(補則)

第47条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(芦屋市立学校管理運営規則の一部改正)

- 2 芦屋市立学校管理運営規則（昭和43年芦屋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(令和2年度における夏季休業日の特例)

- 3 令和2年度における夏季休業日は、第6条第1項第2号の規定にかかわらず、令和2年8月1日から8月23日までとする。

(令2教委規則12・追加)

附 則（平成28年4月1日教委規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月5日教委規則第8号）

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 13 日教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 15 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日教委規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則中、第 2 条の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 令和 3 年 3 月 31 日において満 3 歳に達していることとなる者であって、同年 4 月 1 日以後に岩園幼稚園に入園することを希望する者に係る必要な入園手続等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日教委規則第 15 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 19 日教委規則第 12 号）

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日教委規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日教委規則第 19 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 7 月 9 日 教委規則第〇号）

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。